

○総務省令第七号

電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第三十一号）に基づき、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十七日

総務大臣 石田 真敏

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(開設計画の認定の有効期間)

第九条の二 法第二十七条の十三第七項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年(法第二十七条の十二第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年)とする。

(情報の提供の請求)

第十一条の二の四 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受けようとする者(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては総合通信局長に、法第二十七条の十二第二項第六号に規定する終了促進措置(以下「終了促進措置」という。)に係るものについては総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

〔二〇五 略〕

(開設計画の認定の公示)

第十一条の二の六 法第二十七条の十三第九項の総務省令で定める公示する事項は、次のとおりとする。

〔一〇二 略〕

〔二〇三 略〕

(附属設備)

第五十一条の九の十二 法第百三条の二第四項第九号の総務省令で定める附属設備は、人命又は財産の保護の用に供する無線設備に電力を供給し、又は当該無線設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。

2 法第百三条の二第四項第十号の総務省令で定める附属設備は、同号イ若しくはロに掲げる設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

〔一〇六の二 略〕

七 法第百三条の六第一項及び第二項の規定に基づく総務大臣の権限

〔八 略〕

〔二〇五 略〕

附則

〔一〇四 略〕

(附属設備)

5 法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の三の総務

(開設計画の認定の有効期間)

第九条の二 法第二十七条の十三第六項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年(法第二十七条の十二第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年)とする。

(情報の提供の請求)

第十一条の二の四 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受けようとする者(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては総合通信局長に、法第二十七条の十二第二項第五号に規定する終了促進措置(以下「終了促進措置」という。)に係るものについては総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇五 同上〕

〔二〇五 同上〕

(開設計画の認定の公示)

第十一条の二の六 法第二十七条の十三第七項の総務省令で定める公示する事項は、次のとおりとする。

〔一〇二 同上〕

〔二〇三 同上〕

(附属設備)

第五十一条の九の十二 法第百三条の二第四項第八号の総務省令で定める附属設備は、人命又は財産の保護の用に供する無線設備に電力を供給し、又は当該無線設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。

2 法第百三条の二第四項第九号の総務省令で定める附属設備は、同号イ若しくはロに掲げる設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。

(権限の委任)

第五十一条の十五 〔同上〕

〔一〇六の二 同上〕

七 法第百三条の五第一項及び第二項の規定に基づく総務大臣の権限

〔八 同上〕

〔二〇五 同上〕

附則

〔一〇四 同上〕

(附属設備)

5 法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十一号の三の総務

<p>省令で定める附属設備は、中継局その他の設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。</p> <p>6 法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給するための設備とする。</p> <p>7 「略」</p>	<p>省令で定める附属設備は、中継局その他の設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。</p> <p>6 「新設」</p> <p>「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(認定の申請)</p> <p>第二十五条の四 [略]</p> <p>2 法第二十七条の十三第二項第十三号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>「一」三 略]</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の十二第二項第九号に基づき開設指針において定める事項に関する事項</p> <p>〔3 略〕</p> <p>(認定書の交付)</p> <p>第二十五条の五 法第二十七条の十三第六項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。 (外国の無線局の運用の許可手続)</p> <p>第三十一条 法第百三条の六の規定による外国の無線局の運用の許可の申請は、その外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格(と)に行わなければならない。</p> <p>〔2〕4 略]</p> <p>別表第二号第2 [略]</p> <p>〔様式略〕</p> <p>〔注1～20 略〕</p> <p>21 21の欄は、次によること。</p> <p>〔1〕～〔5〕 略]</p> <p>(6) 法第27条の12第2項第6号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等(特定小電力無線局にあつては、所有者又は占有者)との間における当該終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。</p> <p>〔ア～カ 略〕</p> <p>〔7〕～〔11〕 略]</p> <p>〔22～24 略〕</p> <p>別表第五号の二 [略]</p> <p>認定計画承継申請書(届出書)</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>□電波法第27条の16において準用する同法第20条第1項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の16において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類</p>	<p>(認定の申請)</p> <p>第二十五条の四 [同上]</p> <p>2 法第二十七条の十三第二項第十一号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>「一」三 同上]</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の十二第二項第六号に基づき開設指針において定める事項に関する事項</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>(認定書の交付)</p> <p>第二十五条の五 法第二十七条の十三第四項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。 (外国の無線局の運用の許可手続)</p> <p>第三十一条 法第百三条の五の規定による外国の無線局の運用の許可の申請は、その外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格(と)に行わなければならない。</p> <p>〔2〕4 同上]</p> <p>別表第二号第2 [同左]</p> <p>〔様式同左〕</p> <p>〔注1～20 同左〕</p> <p>21 [同左]</p> <p>〔1〕～〔5〕 同左]</p> <p>(6) 法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等(特定小電力無線局にあつては、所有者又は占有者)との間における当該終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。</p> <p>〔ア～カ 同左〕</p> <p>〔7〕～〔11〕 同左]</p> <p>〔22～24 同左]</p> <p>別表第五号の二 [同左]</p> <p>認定計画承継申請書(届出書)</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>□電波法第27条の16において準用する同法第20条第1項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の16において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類</p>

を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第2項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

(注1)

記

[1・2 略]

3 電波法第27条の13第4項第4号に規定する欠格事由 (注4)

有 無

[4～6 略]

[注1～3 略]

4 法第27条の13第4項第4号に規定する欠格事由の有無について、該当する□にシ印を付けること。

[5～8 略]

別表第八号 [略]

特定基地局開設計画認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄 (注1)

電波法第27条の13第1項の規定により、特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

[1・2 略]

3 電波法第27条の13第4項第4号に規定する欠格事由 (注3)

有 無

[注1・2 略]

3 法第27条の13第4項第4号に規定する欠格事由の有無について、該当する□にシ印を付けること。

[4 略]

別表第八号の二 [略]

特定基地局開設計画

[1～6 略]

7 特定基地局開設料の額 (注1)

を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第2項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

(注1)

記

[1・2 同左]

3 電波法第27条の13第5項に規定する欠格事由 (注4)

有 無

[4～6 同左]

[注1～3 同左]

4 法第27条の13第5項に規定する欠格事由の有無について、該当する□にシ印を付けること。

[5～8 同左]

別表第八号 [同左]

特定基地局開設計画認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄 (注1)

電波法第27条の13第1項の規定により、特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

[1・2 同左]

3 電波法第27条の13第5項に規定する欠格事由 (注3)

有 無

[注1・2 同左]

3 法第27条の13第5項に規定する欠格事由の有無について、該当する□にシ印を付けること。

[4 同左]

別表第八号の二 [同左]

特定基地局開設計画

[1～6 同左]

[新設]

<p>8～11 [略]</p> <p><u>12</u> 高度既設特定基地局を運用する場合にあつては、当該高度既設特定基地局の運用を必要とする理由、当該高度既設特定基地局の総数並びに使用する周波数ごとの当該高度既設特定基地局の無線設備の設置場所及び運用開始の時期（注1）</p> <p><u>13</u> [略]</p> <p>[注1～12 略]</p> <p>13 法第27条の12第2項第9号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。</p> <p>[14 略]</p> <p>別表第十一号 [略]</p> <p>外国の無線局の運用許可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>(何) 総合通信局長 殿 (注1)</p> <p>法第103条の6の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局を運用したいので、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>[1～3 略]</p> <p>[注1～5 略]</p>	<p>7～10 [同左]</p> <p><u>11</u> [新設]</p> <p><u>11</u> [同左]</p> <p>[注1～12 同左]</p> <p>13 法第27条の12第2項第6号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。</p> <p>[14 同左]</p> <p>別表第十一号 [同左]</p> <p>外国の無線局の運用許可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>(何) 総合通信局長 殿 (注1)</p> <p>法第103条の5の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局を運用したいので、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>[注1～5 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。